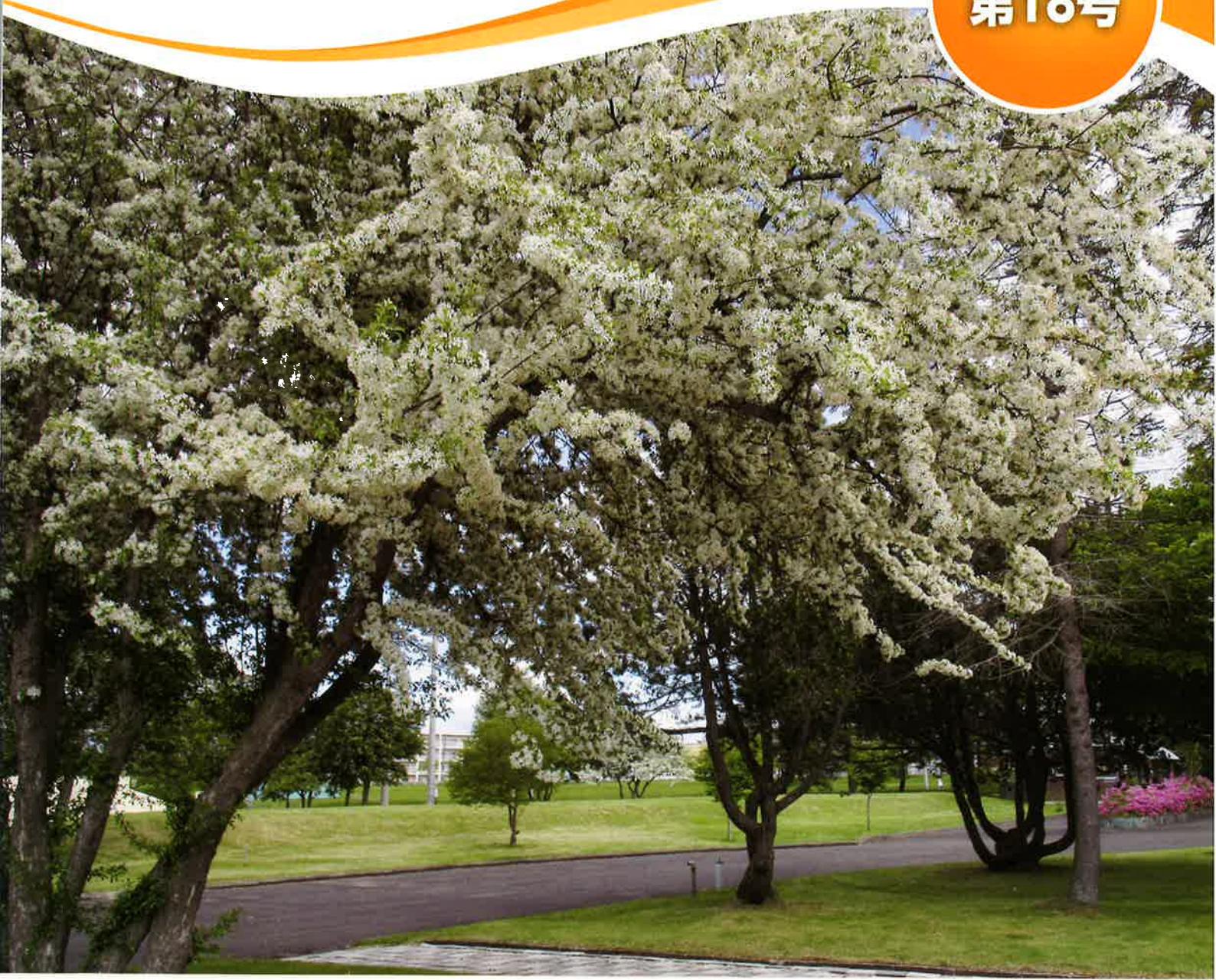


令和2年6月

協議会情報

根室管内4町でがんばる事業主の皆さんを応援！

第18号



1 令和2年度の協議会事業について

国(厚生労働省)の委託を受け、今年度も季節労働者の通年雇用化を支援する事業が始まります。

北海道労働局によると今年4月の道内の雇用失業情勢は求人が大幅に減少しており、新型コロナウィルス感染症が雇用に与える影響により一層注意する必要があるとしています。当協議会におきましては5月下旬、書面による令和2年度総会を開催し、事業計画・予算が承認されたことから、引き続き状況を見守りながら通年雇用化支援事業に取り組んでまいります。

2 事業のご紹介について

根室管内4町通年雇用促進協議会が実施する「通年雇用支援事業」は、季節的雇用の事業主に通年雇用に向けた支援づくりをする事業の推進や、季節労働者の方々が通年雇用しやすい環境を整えることが主な使命であり、厚生労働省の委託事業として実施しております。令和2年度は次の事業に取り組む予定です。

1 協議会自らが提案し実施する事業(厚生労働省委託事業)

1. 雇用確保に係る事業(事業主を対象)

実施事業	内容	回数	実施地域	予算額等
①通年雇用化セミナー実施事業 (季節的事業所向け)  (10月～11月頃)	地域の事業に対し、国の助成制度の解説や経営多角化などによる通年雇用化の事例紹介、また労働者のスキルアップ支援策等についてのセミナー及び個別相談会を開催します。	1回	中標津町	644千円
②情報提供事業 ・季節的事業所向け情報誌等の作成、配付 (6月／3月)	情報誌を作成・配付し、地域企業に通年雇用化に係る各種情報等の提供啓発を促します。	2回	4町全域	693千円
・事業カレンダー(4月)	事業カレンダーポスターを作成、配付します。	1回		

2. 就職促進に係る事業(季節労働者を対象)

①情報発信事業 ・季節労働者向け情報誌の作成、配付 (7月／11月／3月)	季節労働者向けに「協議会だより」として年3回、情報を発信します。	3回	4町全域	655千円
・啓発リーフレットの作成、配付	啓発リーフレットを作成し、配付します。	随時		

<p>②建設オペレーター人材育成研修事業(通年)</p> 	<p>建設業界が必要とする人材の確保と育成を図るため、建設オペレーターの資格取得を支援します。資格取得による通年雇用化が見込まれることから、更なる促進を図ります。</p>	<p>12 講習</p>	<p>実施機関 中標津町</p>	<p>4,270 千円</p>
<p>③土木施工管理技士資格取得支援事業 (5月～10月)</p> 	<p>土木建築業で需要が高まり、通年雇用化へ向けて大きな強みとなる土木施工管理技士資格(2級)取得の支援策として受験準備講習を行い、次世代の人材育成を支援します。</p>	<p>1 講習</p>	<p>実施機関 中標津町</p>	<p>983 千円</p>
<p>④季節労働者向け「労働相談室」開設事業 (2～3月)</p> 	<p>季節労働者を取り巻く昨今の就労環境における様々な不安や悩み事を気軽に相談でき、また情報を収集できる場所として、専門家による労働相談室を開設します。</p>	<p>各町 1回</p>	<p>中標津町 別海町 標津町 羅臼町</p>	<p>777 千円</p>

2 地域自らが実施する事業(協議会単独事業)

1. 情報管理に係る事業

実施事業	内 容	回 数	実施地域	予算額等
<p>①協議会事業案内、事業所季節労働者情報の登録・管理事業 (通年)</p>	<p>対象となる季節事業所の名称、業種、経営規模等、季節労働者の氏名等の登録・更新により事業実施への活用を図ります。</p>	<p>随時</p>	<p>4町全域</p>	<p>302 千円</p>
<p>②協議会ホームページ運営事業 (通年)</p> 	<p>組織の紹介、事業概要、国の助成制度の紹介や各種セミナー開催の案内等の情報を広く提供します。</p>	<p>随時</p>	<p>4町全域</p>	<p>66 千円</p>

2. 就職促進に係る事業

実施事業	内 容	回数	実施地域	予算額等
①人材育成研修事業 (通年)	建設業界が必要とする人材の確保・育成を図るために、労働安全衛生法に規定する特別教育の受講を支援します。	7講習	実施機関 中標津町	679 千円

3. 季節労働者資格取得支援事業

①季節労働者資格取得支援事業 (通年)	 <p>季節労働者が通年雇用に資する資格を取得した場合に、費用の3割を助成。 (1名の限度額 10万円) ※助成金活用分は北海道が全額負担します。</p>	随时	指定機関	237 千円
------------------------	---	----	------	-----------

3 協議会事業への参加について

本年度も引き続き事業主の方を対象に協議会事業の情報提供をさせていただく為、季節労働者の登録をお願いしております。令和2年3月末現在、当協議会にご登録いただいている事業所及び季節労働者数は、下記のとおりです。

	登録事業所	季節労働者
中標津町	130社	251名
別海町	80社	53名
標津町	58社	59名
羅臼町	118社	158名
計	386社	521名



通年雇用促進支援事業により通年で雇用された季節労働者の方がいらっしゃいましたら、協議会へお知らせ下さいますようお願い致します。

また、当協議会ホームページでは常に新しい情報の発信を心がけております。ぜひご活用下さい。

～法令・制度の改正に関するご案内～

パートタイム・有期雇用労働法の施行

令和2年4月1日より
(中小企業は令和3年4月1日より適用)

■不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止となりました。

■労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規社員は「正社員との待遇差の内容や理由」について、事業主に説明を求めることができるようになりました。求めがあった場合、事業主は説明をする義務があります。

下記の手順で点検しましょう

- ① 労働者の雇用形態を確認すること 法の対象となる労働者がいるか？
- ② 待遇の状況を確認すること 正社員と非正規社員の取扱いに違いがあるか？
- ③ 待遇に違いがある場合、「違いを設けている 理由」を確認すること 働き方や役割に見合った「不合理ではない」ものであると言えるか？
- ④ 待遇の違いについて、不合理ではないことを説明できるように整理すること 説明を求められた場合、対応できるか？
- ⑤ 待遇の違いについて「法違反」が疑われる状況がある場合、早期の脱却を目指すこと 「不合理ではない」と言いたい待遇差がある場合は改善しましょう
- ⑥ 改善計画を立てて取り組むこと 改善の必要がある場合は計画的に取り組みましょう

中小企業においては令和3年4月1日から適用となります。対応は早期かつ計画的に進めましょう。

改正労働施策総合推進法の施行

令和2年6月1日より
(中小企業は令和4年3月31日までは努力義務)

職場のパワーハラスメント防止のために雇用上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）



事業主が講ずべき措置（義務）

- ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ◆相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ◆職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- ◆そのほか併せて講ずべき措置（相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること。また、相談したこと等を理由として解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること）

※事業主が講ずべき措置の具体的な内容が示された指針は、北海道労働局のホームページをご確認ください。

中小企業においては令和4年4月1日から義務化となります。早めの対応を進めましょう。

協議会を構成する団体

自治体

北海道・中標津町・別海町・標津町・羅臼町

■ 経済・産業団体

中標津町商工会・別海町商工会・
標津町商工会・羅臼町商工会・
中標津建設業協会・別海町建設業協会・
標津建設業協会・羅臼建設業協会

■ 労働関係団体

連合北海道中標津地区連合会
連合北海道別海地区連合会
連合北海道標津地区連合会
連合北海道羅臼地区連合会

■ オブザーバー

ハローワークねむろ



根室管内4町通年雇用促進協議会

事務局

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22
中標津町役場 経済振興課商工労働係

お問い合わせ先

〒086-1013 中標津町東13条南7丁目 労働会館内
TEL・FAX (0153) 72-6789
E-mail n4cho-tsuunen-koyou@bz03.plala.or.jp
URL <http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>